



気象庁

彦根地方気象台

Hikone Local Meteorological Office, JMA

お 知 ら せ

いのちとくらしをまもる  
防 災 減 災令和 7 年 12 月 16 日  
彦根地方気象台

## 滋賀県の低温注意報発表基準の変更について

滋賀県の低温注意報の発表基準を見直します。  
新しい発表基準は令和 7 年 12 月 17 日 13 時から適用します。

滋賀県内での近年の水道管凍結など低温災害と、県内の気象官署・アメダスの日最低気温との関係について、彦根地方気象台で調査を実施しました。その結果を踏まえ、下記のとおり低温注意報の基準を見直すこととします。

## 記

## 1 基準変更日時

令和 7 年 12 月 17 日（水）13 時

## 2 基準を変更する市町

滋賀県内全市町

## 3 発表基準

変更前：最低気温 -5°C 以下\*

変更後：平地で最低気温-5°C 以下

※気温は彦根地方気象台の値

## 【補足】

変更前の基準では、彦根地方気象台で観測している気温が -5°C を下回る予想となつた場合に発表しているが、変更後の基準は「平地で」の文言を追加し、滋賀県内の平地（標高 200m 未満）における気温が -5°C を下回る予想となつた場合に発表する。

新基準は 12 月 17 日 13 時以降、以下 URL（気象庁 HP）に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（滋賀県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/shiga.html>

問合せ先 : 彦根地方気象台防災管理官室 担当 小菅  
電話 0749-22-6142